

[事案 28-342] 特約保険料支払義務不存在確認等請求

・平成 29 年 12 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から誤説明があったことを理由に、特約保険料の支払義務がない旨の確認等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 4 月に契約した終身保険について、以下の理由により、80 歳以降の特約保険料の支払義務は発生しないことを確認したい。または、本契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、「払込期間満了時までには発生している剰余金を会社に納める手続きをするので、特約は終身扱いになる」と説明し、その根拠となる募集人の自筆の説明文のある設計書を交付した。したがって、募集人の説明内容が本契約の内容となっている。
- (2) 仮に前(1)項が認められないとしても、特約の保険期間は終身であり、80 歳以降の特約保険料の支払義務はないものと誤信して契約したので、本契約は錯誤により無効なものであり、既払込保険料の返還を求める。
- (3) 上記の事実の根拠となる募集人が作成した設計書等を保険会社に預けたが、保険会社がこれを紛失した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人の主張するような説明をした事実はない。仮にそのような説明をしたとしても、募集人には契約を変更する権限はない。
- (2) 募集人は、当時、設計書に手書きで説明をするということは一般的にしておらず、設計書等を預かった当社職員が、何かを書き加えられた書類を目にしたという事実も確認できない。
- (3) 申立人に仮に錯誤があったとしても、設計書を読めば契約内容は明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する内容の契約の成立、申立人が誤信して契約したことおよび募集人の誤説明等は認められないが、配当金等の変動に関し十分な説明がなされずに申立人の誤解が助長された可能性があり、また本件紛争の根幹をなす重要な証拠である設計書を保険会社が紛失してしまったことが紛争の拡大を招いたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。